

風間浦村地域防災計画

【様式・資料編】

令和6年3月

風間浦村防災会議

—目 次—

【様式・資料編】

様 式	1
様式 1 被害者実態調査（個票）	1
様式 2 被害者名簿	2
様式 3 災害即報・災害確定報告	3
様式 4 災害状況調	4
様式 5 救助の実施状況	5
様式 6 医療施設被害	6
様式 7 環境衛生施設被害	7
様式 8 水道施設被害	8
様式 9 水稻被害（水害）	9
様式 10 水稻被害（風害、干害、霜害等）	10
様式 11 畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害	11
様式 12 果樹類樹体被害	12
様式 13 畜産関係被害（家畜・畜産物等）	13
様式 14 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	14
様式 15 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）	15
様式 16 農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）	16
様式 17 農業関係非共同利用施設被害	17
様式 18 農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	18
様式 19 農地・農業用施設関係被害	19
様式 20 林業関係被害（林産関係）	20
様式 21 林業関係被害（治山関係）	21
様式 22 水産業関係被害	22
様式 23 海岸、漁港被害	23
様式 24 商工業、観光業施設被害	24
様式 25 土木施設被害（国、県、村別）	25
様式 26 建築物被害	26
様式 27 文教関係被害	27
様式 28 福祉施設被害	28
様式 29 その他の公共施設被害	29
様式 30 災害発生報告書	30
様式 31 災害決定報について	33
様式 32 災害救助費市町村交付金申請書	36

様式 33	事務費内訳書	39
様式 34	救助実施記録日計表	43
様式 35	救助の種目別物資受払状況	44
様式 36	避難所設置及び受入状況	45
様式 37	避難指示等発令報告書	46
様式 38	避難指示等解除報告書	47
様式 39	避難所開設報告書	48
様式 40	避難所閉鎖報告書	49
様式 41	避難所日誌	50
様式 42	避難所受入者名簿	51
様式 43	避難所従事者勤務状況	52
様式 44	被災者救出状況記録簿	53
様式 45	炊き出し給与状況（総括）	54
様式 46	炊き出し給与簿	55
様式 47	給食者名簿	56
様式 48	飲料水の供給簿	57
様式 49	世帯構成員別被害状況	58
様式 50	物資の給与状況	59
様式 51	災害救助法による応急仮設住宅設置給与（住宅の応急修理）申請書	60
様式 52	着工届	64
様式 53	竣工届	65
様式 54	引渡書	66
様式 55	請求書	67
様式 56	精算書	68
様式 57	応急仮設住宅台帳	71
様式 58	住宅応急修理記録簿	72
様式 59	救護班活動状況	73
様式 60	病院、診療所医療実施状況	74
様式 61	傷病者名簿	75
様式 62	助産台帳	76
様式 63	障害物除去の状況	77
様式 64	障害物除去関係物資受払状況	78
様式 65	奉仕団の協力要請書	79
様式 66	奉仕団の活動状況記録簿	80
様式 67	作業員あっせん要請書	81
様式 68	作業員雇上台帳	82
様式 69	遺体の検索状況記録簿	83
様式 70	遺体搜索の協力要請書	84
様式 71	遺体処理台帳	85
様式 72	埋葬台帳	86
様式 73	学用品給与調	87

様式 74	学用品購入計画	88
様式 75	学用品の給与状況	89
様式 76	学用品給与対象者調	90
様式 77	輸送記録簿	91
様式 78	自衛隊災害派遣要請書	92
様式 79	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	93

資 料 95

資料 1	風間浦村防災会議条例	97
資料 2	風間浦村防災会議運営要綱	98
資料 3	風間浦村災害対策本部条例	99
資料 4	風間浦村災害対策本部運営要領	100
資料 5	災害救助法の適用基準	103
資料 6	災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱	105
資料 7	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	106
資料 8	下北地域県民局管内雨量・水位等観測所等位置図	111
資料 9	消防法による消防信号	112
資料 10	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	113

様 式

様式1 被害者実態調査（個票）

被害者実態調査（個票）																				調査年月日				年		月		日	
集落名																					調査員氏名								
世帯主名					住 所					年 齢			職 業					事業を営んでいるとき											
電話（ ）					風間浦村大字					番地			号			歳			事業内容					従業員数					
																								人					
被害状況					家族氏名					続柄		年齢		職業又は学校名					世帯内訳	非保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯				
人的被害	死者	行方不明	重傷	軽傷																									
	人	人	人	人																									
住家被害	種類	住 家			非住家															※課税状況	非課税 均等割 所得額								
	被害の区分（○印をつける）	1 全壊（焼）			1 全壊（焼）																								
		2 大規模半壊			2 大規模半壊																								
		3 半壊（焼）			3 半壊（焼）																								
		4 流失			4 流失																								
		5 一部破損			5 一部破損																								
		6 床上浸水 1～49cm 50～99cm 100cm以上			6 床上浸水																								
	棟数	7 床下浸水			7 床下浸水			家族構成	男	女	計	小学生	中学生	老人															
		人			人				人			人			人			人											
所有 自家・借家・間借																													

※印は記入する必要はありません。

2

年 月 日 時 分 担当者

(注) 全 部→全焼、全壊、流出
一 部→半焼、半壊、一部破損
所 有→自家、借家、間借
その他→人的被害、家畜の被害、その他

様式3 災害即報・災害確定報告

災 害 即 報 ・ 災 害 確 定 報 告

市 町 村 名		風間浦村		区 分		被 害		
報 告 番 号		第 報 年 月 日現在		被 災 世 帯 数		世帯		
				被 災 者 数		人		
報告者氏名								
区 分				被 害				
人的被害	死 者	人		公 共 文 教 施 設		千円		
	行 方 不 明 者	人		農 林 水 産 業 施 設		千円		
	負 傷 者	重 傷	人	公 共 土 木 施 設		千円		
		軽 傷	人			千円		
住 家 被 害	全 壊		棟		そ の 他 の 公 共 施 設		千円	
			世帯		小 計		千円	
			人					
	大 規 模 半 壊		棟		そ の 他	農 産 被 害	千円	
			世帯			林 産 被 害	千円	
			人			畜 産 被 害	千円	
	半 壊		棟			水 産 被 害	千円	
			世帯			商 工 被 害	千円	
			人				千円	
	一 部 破 損		棟		そ の 他		千円	
			世帯		被 害 金 額		千円	
			人					
	床 上 浸 水		棟		災 害 対 策 本 部	名 称		
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟			設 置	月 日 時	
世帯								
人								
非住家	公 共 建 物		棟			解 散	月 日 時	
	そ の 他		棟					
そ の 他	田	流 出 埋 没	ha			消 防 職 員 出 動 延 人 数		人
		冠 水	ha			消 防 団 員 出 動 延 日 数		人
	畑	流 出 埋 没	ha			災 害 救 助 法 適 用 年 月 日		年 月 日
		冠 水	ha			その他		
	文 教 施 設		箇所		備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類状況 4 消防機関の活動状況 5 その他		
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋 梁		箇所					
	河 川		箇所					
	砂 防		箇所					
	水 道		箇所					
	清 掃 施 設		箇所					
	崖 崩 れ		箇所					
	鉄 道 不 通		箇所					
通 信 被 害		箇所						

様式4 災害状況調

災 害 状 況 調

災 害 発 生 年 月 日
災害対策本部設置 年 月 日

区 分			人 的 被 害						住 家 の 被 害																		非 住 家 の 被 害 (棟)
月 日 時 分 発(受)	発(受)信者 氏 名	月 日 時 分 現 在	死 者	行 方 不 明	負 傷 者			計	棟 数						世 帯 数 及 び 人 員												
					重 傷	軽 傷	小 計		全壊 (焼) 流出	大規模 半壊	半壊 (焼)	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	全壊 (焼) 流出		大規模 半壊		半壊 (焼)		一部 破損		床上 浸水		床下 浸水		
															世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	

様式5 救助の実施状況

救 助 の 実 施 状 況

年 月 日現在

区 分			避難所		応急仮設住宅		炊出	飲料水		被服、寝具等				医 療 及 び 助 産					救 出		応急処理	学用品		埋葬	死 体 の 検 索 処 理	障害物の除去
月 日 時 分 発 (受)	発 (受) 者 氏 名	月 日 時 分 現 在	箇 所 数 (箇所)	収 容 人 員 (人)	設 置 戸 数 (戸)	完 成 戸 数 (戸)	給 食 実 人 員 (人)	対 象 人 員 (人)	給 水 車 台 数 (台)	世 帯 数 (世帯)	被 服 (点)	寝 具 (点)	そ の 他 (点)	医 療 班		医療機関		分 娩 者 数 (人)	救 出 人 員 (人)	行 方 不 明 (人)	対 象 数 (世帯)	小 学 生 (人)	中 学 生 (人)	埋 葬 数 (体)	処 理 数 (体)	対 応 世 帯 数 (世帯)

様式6 医療施設被害

医 療 施 設 被 害

年 月 日現在

[illegible]

様式7 環境衛生施設被害

環 境 衛 生 施 設 被 害

月 日現在
(金額単位：千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

(注) 被害内容には、各施設ごとに被害程度を記入すること。

様式8 水道施設被害

水 道 施 設 被 害

月 日現在
(金額単位：千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

(注) 被害内容には、上水道、簡易水道ごとに被害程度を記入すること。

様式9 水稻被害（水害）

水 稻 被 害 （ 水 害 ）

月 日現在

地 区 名	作 付 面 積 (ha)	被 害 面 積		被 害 減収量 (t)	単価 (円)	被害額 (千円)	埋没・決壊		土砂流入		冠 水							浸水 被害 面積 (ha)	被害農家戸数		
		計 (ha)	う ち 被害率 30% 以 上 (ha)				被害 面積 (ha)	被害 量 (t)	被害 面積 (ha)	被害 量 (t)	被害 面積 (ha)	冠 期 間 (ha)							被害量 (t)	うち被害率 30%以上の 被 害 農 家 (戸)	
												1 日 未 満	1 ～ 2 日	3 ～ 4 日	5 ～ 6 日	7 日 以 上	冠 水 中				
◎	△	◎		△	△	△	() ◎	△	() ◎	△	◎	() △	() △	() △	() △	() △	△	() ◎ △	△		

- (注) 1 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、全ての欄に記入し報告すること。
（以下の報告についても同様）
- 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあとも差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
- 3 被害面積等の上段（ ）には、被害率を記入する。
- 4 被害様相は次の区分による。
- （1）埋没・決壊・・・・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
- （2）土 砂 流 入・・・・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの
- （3）冠 水・・・・・・稲が全部水中に没したもの
- （4）浸 水・・・・・・水が畦畔の高さを超えて、かつ冠水には至らないもの

様式 10 水稲被害（風害、干害、霜害等）

水 稲 被 害 （ 風 害 、 干 害 、 霜 害 等 ）

月 日現在

地 区 名	作 付 面 積 (ha)	被 害 面 積		被 害 減収量 (t)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被 害 程 度 別 面 積 内 訳				減 収 量				被害農家戸数	
		うち被害 率 3 0 % 以 上	(ha)				30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	(戸)	うち30% 以 上 の 被害農家 (戸)
◎		◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

(注) 1 第 1 報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第 2 報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告すること。

様式 11 畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害

畑 作 、 野 菜 、 花 き 、 一 般 果 樹 、 桑 樹 被 害

月 日 時現在

地区名	作 物 大分類	作物小分類	被 害 程 度 別 面 積 (ha)					被 害 減 収 量 (t)					単 価 (円)	被 害 額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合 計															

(注) 1 作物大分類には、「麦類」「雑穀、いも、豆類」「野菜」「果樹」「工芸作物」「花き」等を記入。
2 作物小分類には、小麦、ばれいしょ、トマト、ぶどう、たばこ、切花類、桑等々を記入。
3 桑の被害額は、繭に換算して算出する。被害額は被害面積×10 a 当たり収繭量による。
4 備考欄には、別に定めるもの以外のものについては、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入すること。
5 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 12 果樹類樹体被害

果 樹 類 樹 体 被 害

月 日 時現在

地 区 名	樹 種 名	被 害 程 度 別 面 積 (ha)				単 価 (円)	被 害 額 (千円)	備 考
		30%未満	30～69%	70%以上	計			
	◎	△	△	△	◎	△	△	
合 計								

(注) 1 被害額は、樹体損傷面積×被害損傷率×10 a 当たり樹体損傷額（農畜業用固定資産評価標準）－農林水産省－
2 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 13 畜産関係被害（家畜・畜産物等）

畜 産 関 係 被 害 （ 家 畜 ・ 畜 産 物 等 ）

月 日 時現在

区分 地区名										備 考
	被 害 数 量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被 害 数 量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被 害 数 量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	
	() ◎	△	△	() ◎	△	△	() ◎	△	△	
合 計										

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入。
2 被害数量欄の（ ）内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入。
3 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 14 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

畜 産 関 係 被 害 （ 牧 草 ・ 飼 料 作 物 等 ）

月 日 時現在

地区名	作物名	被害の態様		被害程度別面積（ha）					被害減収量（t）					単価 （円）	被害額 （千円）	備 考
				計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上			
14	◎	内訳	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	合 計															

- （注） 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積及び被害減収量を記入すること。
- 2 備考欄に箇所数等を記入すること。
- 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とすること。
牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1 番草 5 0 % 2 番草 3 0 % 3 番草 2 0 %
- 4 第 1 報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第 2 報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 15 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）

農 業 関 係 共 同 利 用 施 設 被 害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）

地区名
月 日 時現在（単位：千円）

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
合 計												

- (注) 1 種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。
3 件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。
4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。
5 「件数等」には被害面積も記入する。
6 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 16 農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）

農 業 関 係 共 同 利 用 施 設 被 害（その他所有のもの）

地区名
月 日 時現在（単位：千円）

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
合 計												

- (注) 1 種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。
3 件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。
4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。
5 「件数等」には被害面積も記入する。
6 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 17 農業関係非共同利用施設被害

農 業 関 係 非 共 同 利 用 施 設 被 害

地区名
月 日 時現在 (単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
合 計												

- (注) 1 種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
2 被害施設名欄の下段 () 内には所有者名を記入する。
3 件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。
4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。
5 「件数等」には被害面積も記入する。
6 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 18 農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

地区名 _____
月 日 時現在 (単位：千円)

種 類		数 量	単 位	単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
生 産 資 材	()					
	()					
	()					
	計					
そ の 他	()					
	()					
	()					
	計					
合 計						

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有または管理するものをいう。
2 「種類」の欄 () 内には農協等名を記入する。
3 備考欄には、被害の実態等を記入する。
4 第1報 (災害発生後直ちに報告) は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 19 農地・農業用施設関係被害

農 地 ・ 農 業 用 施 設 関 係 被 害

年 月 日 時 現在

「 年 月 日の による災害」

農地の上段（ ）書きは畑被災分で内数 施設の上段（ ）は延長 (単位：千円・ha)

市町村名	被 害 報 告 額	左 の 内 訳																			備 考	
		農 地			農 業 用 施 設																	
		箇所	面積	金 額	頭 首 工		水 路		た め 池		揚 水 機		橋 梁		道 路		農 地 保 全		施 設 小 計			
					箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額		箇所
計																						

様式 20 林業関係被害（林産関係）

林 業 関 係 被 害 （ 林 産 関 係 ）

[速報・概況・確定報告]
[災害名：]

月 日 時現在（単位：千円）

区 分		林 産 施 設 等						林 産 物 等								計	
市 町 村 名		林産施設		苗畑施設		小 計		林 産 物		種 苗		林産物間接被害		小 計			
地 区 名		被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額
合 計																	

- (注) 1 「被害数量」には、被害の箇所数、面積等を記入する。
2 「林産施設」被害とは、木材倉庫、貯木場、木材加工施設、わさび、しいたけ等育成・加工施設等の全壊・半壊をいう。
3 「苗畑施設」被害とは、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
4 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木材等の薪炭被害、しいたけ、わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林被害を言う。
5 「林産物間接被害」とは、道路に決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となった滞貨した林産物等（木材、薪炭、特用林産物）をいう。

様式 21 林業関係被害（治山関係）

林 業 関 係 被 害 （ 治 山 関 係 ）

[速報・概況・確定報告]
[災害名：]

月 日 時現在（単位：千円）

区 分	林 地				施 設 等								林 野 火 災			被害額 合 計	
	崩 壊 地		地 す べ り		治 山 施 設		地 す べ り		小 計		林 道						
市 町 村 名	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 箇 所	被 害 金 額	被 害 件 数	被 害 面 積	被 害 金 額
地 区 名																	
合 計	箇所 ha		箇所 ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		路線 箇所 M			件	ha		

様式 22 水産業関係被害

水 産 業 関 係 被 害

月 日 時現在（金額単位：千円）

地 区 名						計	
水 産 業 関 係 施 設 被 害	共 同 利 用 施 設	施 設 名					
		数 量					
		金 額					
	非 共 同 利 用 施 設	施 設 名					
		数 量					
		金 額					
	地 方 公 共 団 体 施 設	施 設 名					
		数 量					
		金 額					
	漁 船	規 模	無動力	動 力			
				5 トン未満	5 トン以上		
		滅 失	隻 数				
			金 額				
		大 破	隻 数				
			金 額				
		中 破	隻 数				
			金 額				
		小 破	隻 数				
			金 額				
		計	隻 数				
金 額							
漁 具 ・ 材 資	種 類						
	数 量						
	金 額						
養 殖 施 設	種 類						
	数 量						
	金 額						
漁 場	堆積物の種類						
	数 量						
	金 額						
(A) 施 設 等 被 害 計							
(B) 水 産 物 被 害	種 類						
	数 量						
	金 額						
(C) 組 合 在 庫 品 被 害	種 類						
	数 量						
	金 額						
(C)=(B)+(C) 水 産 物 等 被 害 合 計							
(A)+(D) 水 産 業 関 係 被 害 計							

様式 23 海岸、漁港被害

海岸、漁港被害

月 日 時 現在
(金額単位 千円)

区分 地区名	漁 港 名	漁 港 施 設		海 岸		被 害 金 額 合 計
		被災施設	被害金額	被災施設	被害金額	
計						

(注) 被災施設欄には、被災施設ごとに名称、被害内容、延長等を記入すること。

様式 24 商工業、観光業施設被害

商 工 業 、 観 光 業 施 設 被 害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

名 称 / 区 分	被 害 内 容	被 害 金 額
合 計		

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式 25 土木施設被害（国、県、村別）

土 木 施 設 被 害 （ 国 、 県 、 村 別 ）

月 日 時現在
(金額単位：千円)

区 分	被害箇所数	被 害 金 額	主たる被害箇所及び内容
河 川			
砂 防			
道 路			
橋 梁			
下水道			
合 計			

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式 26 建築物被害

建 築 物 被 害

(年 月分)

青 森 県 知 事 殿 年 月 日 風間浦村長 印 建築基準法第15条第2項の規程により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1 災害市町村名								
2 災害種別		火災、風水害、地震その他		3 火災件数				
7 建築物の用途	4 被害区分	全焼・全壊・全流出 大規模半壊 半焼・半壊・半流出						8 建築物の 損害見積額 (万円)
	5 建築物の数 住宅の戸数 面積の 合計	建築物 の 数	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の 数	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の 数	床面積 の合計 (㎡)	
	6 構造	住宅の 戸 数		住宅の 戸 数		住宅の 戸 数		
住 居	木 造	棟		棟		棟		
		戸		戸		戸		
	その他	棟		棟		棟		
		戸		戸		戸		
鉱 工 業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
商 業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
文教公務		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
そ の 他		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		

(注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4 欄は該当文字を○印にて囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

様式 27 文教関係被害

文 教 関 係 被 害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

区 分 地 区 名	児童、生徒（教職員、事務職員）被害					教科書被害	学 校 施 設										社 会 教 育 施 設						被害合計金額
	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	計		保育所		小学校		中学校		高 校		各種専修学校		社会教育施設		社会体育施設		文化財		
							所 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	施設 数	金 額	施設 数	金 額	施設 数	金 額	
計																							

様式 28 福祉施設被害

福 祉 施 設 被 害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災の程度の内容	被災金額
計					

様式 29 その他の公共施設被害

そ の 他 の 公 共 施 設 被 害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

区 分 施 設 名	被 害 内 容	被 害 金 額
計		

様式 30 災害発生報告書

第 年 月 日 号

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

災 害 発 生 報 告 書

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、下記のとおり報告
します。

記

- 1 災害発生場所
- 2 災害発生の日時
- 3 原 因
- 4 被害状況調（別紙 1 によるほか、被害地域及び付近の平面図並びに被害別による損害
見積額「住家、家財、被服、寝具、その他生活必需品に区分」を添付すること。
- 5 応急対策及びとった処置
- 6 復旧対策
- 7 世帯別被害等調査表（別紙 2）

被 害 状 況 調

(年 月 日 時現在)

人 的 被 害	死 者			
	行 方 不 明			
	負 傷	重 傷		
		軽 傷		
		小 計		
	計			
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 、 全 焼 及 び 流 失		
		大 規 模 半 壊		
		半 壊 及 び 半 焼		
		一 部 破 損		
		床 上 浸 水		
		床 下 浸 水		
	世 帯 数 及 び 人 員	全 壊 、 全 焼 及 び 流 失	世 帯	
			人 員	
		大 規 模 半 壊	世 帯	
			人 員	
		半 壊 及 び 半 焼	世 帯	
			人 員	
		一 部 破 損	世 帯	
			人 員	
		床 上 浸 水	世 帯	
			人 員	
		床 下 浸 水	世 帯	
			人 員	
	非 住 家 の 被 害			
	国 有 林 材 減 額 譲 渡 措 置	木 材 所 要 数 量	平方メートル	
		申 請 数 量	平方メートル	
		譲 渡 数 量	平方メートル	

(注) 1 棟(むね)とは、一つの建築物をいうものであること。

なお、主屋に主屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属物とみなすものである。

2 国有林材の減額譲渡措置欄は、災害に係る応急仮設住宅設置にあたり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

世 帯 別 被 害 等 調 査 票

調査責任者氏名
(年 月 日現在)

被災世帯主氏名	被害状況								附帯調査																						
	人的被害(人)				住家の被害(戸)				世帯構成										児童生徒数		応急仮設住宅	住宅応急処理	課税状況			他施策活用事業				親戚等の援助	備考
	死	行方不明	重傷	軽傷	全壊(焼)流失	大規模半壊	半壊(焼)	床上浸水	床下浸水	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	小学校児童(人)			中学校生徒(人)	非課税	均等割	所得割	世帯更正資金	住宅金融公庫	自作農維持資金等		
計																															

様式 31 災害決定報について

(その1)

第 年 月 日 号

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災 害 決 定 報 に つ い て

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、その被害状況を下記のとおり報告します。

記

- 災害発生の日時及び場所
(1) 年 月 日 時 分
(2) 場 所

- 災害の原因及び被害の状況

- 被害状況調
(1) 人的被害及び住家の被害

人 的 被 害 (人)					住 家 の 被 害																	非住家の被害(棟)		
死 者	行 方 不 明	負 傷			計	棟 数 (棟)						世 帯 数 及 び 人 員												
		重 傷	軽 傷	小 計		全 壊 (焼) 流失	大 規 模 半 壊	半 壊 (焼)	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	全壊・ 全焼・ 流失		大 規 模 半 壊		半壊・ 半焼		一部 破損		床上 浸水			床下 浸水	
												世	人	世	人	世	人	世	人	世	人		世	人
		傷	傷	計								世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	

様式31（その2）

（2） 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 区 分		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯			計	小学校児童	中学校生徒
世帯数	全壊（焼）流失															
	大規模半壊															
	半壊（焼）															
	床上浸水															
人員	全壊（焼）流失															
	大規模半壊															
	半壊（焼）															
	床上浸水															

4 すでにとった措置及びとろうとする措置

5 救助の種類別実施状況

（1） 避難所設置状況

月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間次の カ所に避難所を設置し、延 人を収容し 月 日 時 分をもって閉鎖した。

避難場所名	月 日	月 日	月 日	計
計				

（2） 炊き出し実施状況

月 日より公民館ほか カ所で延 食の炊き出しを実施した

実施場所 カ所

月 日	月 日																		
<table border="0"> <tr> <td>朝</td> <td>食</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">計</td> <td rowspan="3">食</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>食</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>食</td> </tr> </table>	朝	食	}	計	食	昼	食	夜	食	<table border="0"> <tr> <td>朝</td> <td>食</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">計</td> <td rowspan="3">食</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>食</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>食</td> </tr> </table>	朝	食	}	計	食	昼	食	夜	食
朝	食	}				計	食												
昼	食																		
夜	食																		
朝	食	}	計	食															
昼	食																		
夜	食																		
延 人	延 人																		

様式31（その3）

6 救助費概算額

区 分	人 員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収容施設給与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延 人 戸			
(2) 炊き出しその他による 食品の給与費 炊き出し費 その他食品給与費	延 人 延 人			
(3) 飲料水給与費				
(4) 被服寝具その他生活 必需品給与費 全壊（焼）流失分 大規模半壊分 半壊（焼）床上浸水分	世帯 世帯 世帯			
(5) 医療費及び助産 医療費 助産費	延 人 延 人			
(6) 被災者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金貸与費	世帯			
(9) 学用品給与費 イ 教科書代 小学生 中学生 ロ その他学用品代 小学生 中学生	人 人 人 人			
(10) 埋葬費 大人 小人	体 体			
(11) 死体搜索費	体			
(12) 死体処理費 一時保存料 検案料	体			
(13) 障害物除去費				
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
(16) 実費弁償費				
2 事 務 費				
合 計				

7 その他必要事項

様式 32 災害救助費市町村交付金申請書

第 年 月 日 号

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

災 害 救 助 費 市 町 村 交 付 金 申 請 書

このことについて、次により市町村交付金を交付されたく関係書類を添えて申請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 申 請 金 額 円

2 申 請 の 内 容 年 月 日発生した 災害

3 添 付 書 類

(1) 請 求 書

(2) 災害救助費総額内訳書

(3) 事項別内訳書

第 年 月 日
号

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

請 求 書

¥ _____ 円

ただし、 年 月 日発生した 災害に係る災害救助の実施に要した費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

災 害 救 助 費 総 額 内 訳 書

救 助 の 種 類	実 支 出 額	算 定 基 準 に よる 算 定 額	事 務 費 実 支 出 額	事 務 費 算 定 基 準 額	算 定 基 準 額 計 合	備 考
避 難 所 設 置 費						
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費						
炊 出 し 費						
飲 料 水 供 給 費						
輸 送 費						
事 務 費						
救 済 用 物 資						
合 計						

様式 33 事務費内訳書

事 務 費 内 訳 書

[illegible]

- (注) 1 項目は、予算費目によるものとする。
2 旅費、時間外勤務手当及び通信費は、別紙明細書を添付すること。
3 別紙明細書備考欄には、それぞれ救助種目名を記載しておくこと。

通 信 費 明 細

風間浦村

通 信 月 日	通 話 先	金 額	備 考
		円	

様式 34 救助実施記録日計表

班名

救 助 実 施 記 録 日 計 表

救	避	炊	水	救出
助	修理	学	死捜	死処
の	障			
種				
類				

責任者（村職員）

印

地 区 の 代 表

印

No. _____ 月 日 時 分

員 数 （ 世 帯 ）

品 目 （ 数 量 金 額 ）

受 入 先

払 出 先

場 所

方 法

記 事

様式 35 救助の種目別物資受払状況

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 目	単 位	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊出しその他による 食 品 給 与 用								
給水用機械器具燃料								
浄水用薬品資材								
被服寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用 機 械 器 具 燃 料								
燃 料 及 び 消 耗 品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入または受入先及び払出先を記入する。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別に受、払、残の計及び金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び村調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにすること。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入する。
 なお、「備考」欄に払い高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式 36 避難所設置及び受入状況

避難所設置及び受入状況

避難所の 名 称	種 別	開 設 期 間	実人数	延人数	物品使用状況		実支給額	備考
					品 名	数 量		
	既存建物	月 日～ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
計	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

様式 37 避難指示等発令報告書

避難指示等発令報告書

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、次のとおり避難指示等の発令をしたので報告する。

- 1 災害等の規模及び状況
- 2 避難を指示した日時
- 3 指示した地域
- 4 対象世帯数及び人員
- 5 避難所開設予定箇所数
- 6 その他

様式 38 避難指示等解除報告書

避難指示等解除報告書

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、発令した避難指示等を次のとおり解除したので報告する。

1 避難指示等を解除した日時

様式 39 避難所開設報告書

避 難 所 開 設 報 告 書

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。

避 難 所 開 設 の 日 時	
場 所 及 び 箇 所 数	
収 容 世 帯 数 及 び 人 員	
開 設 期 間 の 見 込 み	
そ の 他	

様式 40 避難所閉鎖報告書

避 難 所 閉 鎖 報 告 書

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。

避難所の閉鎖した日時	
場 所 及 び 箇 所 数	
収 容 世 帯 数 及 び 人 員	
開 設 期 間	
そ の 他	

様式 41 避難所日誌

避 難 所 日 誌		避 難 所 名
月 日	記 事	責 任 者 認 印

様式 42 避難所受入者名簿

[illegible]

様式 43 避難所従事者勤務状況

[illegible]

様式 44 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

風間浦村

年 月 日	救 出 員 人 員	救 出 用 機 械 器 具							実支出額	備 考
		借 上 料			修 繕 費			燃 料 費		
		数 量	所有者（管理者） 氏 名	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修繕の概要			

様式 45 炊き出し給与状況（総括）

炊 き 出 し 給 与 状 況 （ 総 括 ）

風間浦村

炊 出 し 場 の 名 称	月 日			月 日			月 日			合 計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式 46 炊き出し給与簿

炊 き 出 し 給 与 簿				炊き出し場	実施責任者
給 食 年 月 日	給 食 区 分	給 食 数	給 食 先	給 食 内 容	備 考

(注) 1 「給食先」欄は、炊き出し配給先（例：〇〇避難所）を記入すること。
2 「計」欄は、給食区分に記入すること。

様式 47 給食者名簿

[illegible]

様式 48 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具								支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃 料 費		
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	故障の 概 要			
					円		円		円	円	

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式 49 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年 月 日現在

世帯構成員別 区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯			計	小 学 生	中 学 生
世 帯 数	全壊（焼）流失															
	大 規 模 半 壊															
	半 壊 （ 焼 ）															
	床 上 浸 水															
人 員	全壊（焼）流失															
	大 規 模 半 壊															
	半 壊 （ 焼 ）															
	床 上 浸 水															

様式 50 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

住 家 被 害 程 度 区 分		世 帯 主 氏 名	基礎となった 世帯構成人員	給 与 月 日 月 日	物 資 給 与 の 品 名						実 支 出 額	備 考
					布 団	毛 布						
計	全 壊	世 帯										
	大規模 半壊											
	半 壊	世 帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者氏名

印

(注) 1 住家被害程度に、全壊（焼）・流失又は大規模半壊若しくは半壊、床上浸水の別を記入すること。
2 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

様式 51 災害救助法による応急仮設住宅設置給与（住宅の応急修理）申請書

第 年 月 日 号

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

災害救助法による応急仮設住宅設置
給与（住宅の応急修理）申請書

年 月 日の火災（水害）により全壊（全焼）（流失）（大規模半壊）（半壊）（半焼）した被災者のうち別紙の者は、みずからの資力では住宅を得ることができない者（自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者）でありますから関係資料を添えて申請します。

（注）関係資料は別紙様式（調書）によること。

応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書

設置供与を必要とする世帯主氏名	年 齢	職 業	世 帯 人 員	被 災 前 の 資 金 状 況				収 入 状 況	設 置 供 与 を 必 要 と す る 理 由	立 退 先 の 状 況
				宅 地	田 畑	山 林 原 野	家 屋			

応 急 仮 設 住 宅 敷 地 予 定 調 書

[illegible]

住宅の応急修理を必要とする者の調査

住宅の応急修理を 必要とする世帯主 氏名及び住所	年 齢	職 業	世帯 人員	修理を必要 とする箇所	被 災 前 の 資 金 状 況				その他 参 考 事 項
					宅地	田畑	山林 原野	家屋	

様式 52 着工届

第 年 月 号
日

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

着 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 建 築 戸 数	棟	戸建	棟	}	計	棟	戸
	棟	戸建	棟				

3 着工年月日

上記のとおり着工したからお届けします。

- (注) 1 着工後 5 日以内に届出すること。
2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

様式 53 竣工届

第 年 月 号
日

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

竣 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 建 築 戸 数	棟	戸建	棟	}	計	棟	戸
	棟	戸建	棟				

3 工 事 場 所

4 竣工年月日

5 工 事 費

上記のとおり竣工したからお届けします。

- (注) 1 竣工後 5 日以内に届出すること。
2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

様式 54 引渡書

第 年 月 日 号

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

引 渡 書

- 1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事
- 2 設置工事場所及び戸数
- 3 構 造 及 び 面 積
- 4 竣 工 年 月 日
- 5 引 渡 年 月 日

上記のとおりでありますから、引き渡しいたします。

様式 55 請求書

第 年 月 号
年 月 日

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

請 求 書

¥ _____ 円

ただし、応急仮設住宅設置の概算分として上記のとおり請求します。

(注) 上記請求書は、「応急仮設住宅設置及び応急修理のため概算交付を必要とする場合に用いるものであること。

様式 56 精算書

第 年 月 号
日

青 森 県 知 事

殿

風間浦村長

印

精 算 書

科 目	実支出済額	県費受入額	差引過不足分	摘 要
応 急 仮 設 住 宅 (住宅の応急修理)				工事費 円
				事務費 円

上記のとおり精算します。

(注) 精算書には、請負による見積書(写)、工事請負契約書(写)並びに設計書及び設計図のほか別紙 1 及び 2 (入札を行った場合) の書類を添付すること。

工 事 費 及 び 事 務 費 内 訳 書

風間浦村

科 目	経 費	算 定 基 礎
工 事 費	円	
基 礎 工 事		
木 工 事		
屋 根 工 事		
建 具 工 事		
手 間 工 事		
諸 経 費		
事 務 費		
設 計 料		
旅 費		
通 信 費		
消 耗 品 費		
計		

[illegible]

様式 57 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

風間浦村

応急仮設 住宅番号	世 帯 主 氏 名	家族数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
計	世 帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別をも明らかにすること。
6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 58 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

風間浦村

世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	備 考
計 世帯				

(注) 別添として見取図を添付すること。

様式 59 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救 護 班

班長：医師 氏名

印

月 日	場 所	患者数	措置の概要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 60 病院、診療所医療実施状況

病 院 、 診 療 所 医 療 実 施 状 況

風間浦村

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
		月 日から 月 日まで				点	点	円	

(注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式 61 傷病者名簿

傷 病 者 名 簿

風間浦村

医療救護班名			医師名			
(避難所名) 救護所開設場所						救護月日 年 月 日
番 号	患 者 氏 名	住 所	性別	年齢	傷 病 名	処 置 等

様式 62 助産台帳

助 産 台 帳

風間浦村

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん機関	金 額	備 考
				円	
計					

様式 63 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

風間浦村

住 宅 被 害 程 度 区 分		氏 名	除 去 に 要した機関	実 支 出 額	除去を要する 状 況 の 概 要	備 考
				円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式 64 障害物除去関係物資受払状況

障 害 物 除 去 関 係 物 資 受 払 状 況

風間浦村

[illegible]

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」らに購入単価及び購入金額を記入すること。

様式 65 奉仕団の協力要請書

奉 仕 団 の 協 力 要 請 書

第 年 月 号 日

殿

風間浦村長

印

災害の救助活動に次によりご協力を要請します。

要 請 の 理 由	
作 業 の 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 数	
従 事 機 関	
集 合 場 所	

様式 66 奉仕団の活動状況記録簿

奉 仕 団 の 活 動 状 況 記 録 簿

奉 仕 団 名 称				報 告 班 名		
月 日	奉 仕 期 間	奉 仕 者 氏 名	作 業 内 容		備 考	

様式 67 作業員あっせん要請書

作 業 員 あ っ せ ん 要 請 書

第 年 月 日 号

公共職業安定所長 殿

風間浦村長 印

災害の救助活動の従事者を次によりあっせん方をお願いします。

要 請 の 理 由	
従 事 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式 68 作業員雇上台帳

作 業 員 雇 上 台 帳

救助種目名

風間浦村

住 所	氏 名	年 齢	日 額	月 分							基 本 賃 金		割 増 賃 金		計	備考
				日	日	日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間	金 額		
計	人			人	人	人	人	人	人	人						

(注) 1 本題長は、救助種目ごとに作成すること。
2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示し、時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を下欄に記入しておくこと。

様式 69 遺体の検索状況記録簿

遺体の検索状況記録簿

風間浦村

年 月 日	捜 索 人 員	捜 索 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃 料 費			
			数 量	所有者 (管理者) 氏 名	金 額	修繕月日	修繕費		修繕の概要		
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 70 遺体搜索の協力要請書

遺 体 搜 索 の 協 力 要 請 書

第 年 月 日 号

殿

風間浦村長

印

遺体搜索の協力方について（要請）

災害により、次の者が貴市（町村）へ漂着していると推測されるので、その搜索について協力を要請いたします。

遺体が漂着していると推測される地域						
死者の氏名等	氏名		性別	男・女	年齢	歳
	着衣・持物等					
	死者の特徴等					
その他参考となる事項						
当村への連絡先						

様式 71 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

風間浦村

処 理 年月日	遺 体 発 見 の 日時及び場所	死 亡 者	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一時保存料	検 索 料	実 支 出 額	備 考
		氏 名	氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式 72 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

風間浦村

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺（付属品 を 含 む）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

(注) 1 埋葬を行った者が村長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

様式 73 学用品給与調

学 用 品 給 与 調

風間浦村

区 分 学校名	全 壊 （ 焼 ） 流 失				大規模半壊				半 壊 （ 焼 ） 床 上 浸 水				計				合 計
	児童 生徒	教科書	児童 生徒	文 房 具 通学用品	児童 生徒	教科書	児童 生徒	文 房 具 通学用品	児童 生徒	教科書	児童 生徒	文 房 具 通学用品	児童 生徒	教科書	児童 生徒	文 房 具 通学用品	
小中学校																	
合計 校																	

様式 74 学用品購入計画

学 用 品 購 入 計 画

学 年	品 名	学校名													備 考
		区 分	全壊（焼）・流失			大規模半壊			半壊（焼）・床上浸水			合 計			
		児童 生徒	数 量	金 額	児童 生徒	数 量	金 額	児童 生徒	数 量	金 額	数 量	金 額			
		単 価													

様式 75 学用品の給与状況

学 用 品 の 給 与 状 況

学校名・学年		児童（生徒）氏名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳						実 支 出 額	備 考
					教 科 書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
計	小 学 校											
	中 学 校											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名 印

（注） 1 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄にはその数量を記入すること。

90

[illegible]

年 月 日

印

様式 77 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

風間浦村

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修 理					燃 料 費	実支出額	備 考
			使用車両等		金 額	故 障 車 両 等		修理 月日	修 繕 費	故 障 の 概 要			
			種 類	台数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 県又は村有の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式 78 自衛隊災害派遣要請書

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

第 年 月 日 号

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災害派遣に関する申し出について

標記の件について、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派遣を必要とする区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被 害 状 況	
6	派遣を希望する人員 及び機器の概数 (車両、船舶、航空機等)	
7	派遣先の責任者	
8	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
そ の 他	(2) 食 料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

様式 79 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

第 年 月 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

風間浦村長 印

災害派遣に関する申し出について

災害に派遣された部隊について、災害派遣の目標を達成したので、次により撤収方を要請して下さるようお願いいたします。

- 1 派遣部隊撤収の日時
- 2 派遣部隊名及び隊員数

資 料

資料1 風間浦村防災会議条例

風間浦村防災会議条例

制 定 昭和 37 年 9 月 27 日 条例第 16 号

最終改正 平成 12 年 12 月 18 日 条例第 38 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、風間浦村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 風間浦村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 風間浦村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、風間浦村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから風間浦村長が委嘱する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから風間浦村長が委嘱する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから風間浦村長が委嘱する者
 - (4) 風間浦村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 風間浦村教育委員会教育長
 - (6) 下北地域広域行政事務組合消防長及び風間浦村消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、6 人、1 人、3 人、3 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、風間浦村の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験者のある者のうちから風間浦村長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 風間浦村防災会議運営要綱

風間浦村防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 風間浦村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、この要綱によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めたとき、又は委員2名以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第4条 防災会議は、出席委員全員の意見の一致をもって議事を決するものとする。

(会議録)

第5条 会長は必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び事項の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 風間浦村災害対策本部の設置について、村長に意見を具申すること。
- (5) 風間浦村地域防災計画の軽微な変更に関すること。

2 防災会議を招集するいとまのないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は専決することができるものとする。

3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を風間浦村役場に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料3 風間浦村災害対策本部条例

風間浦村災害対策本部条例

制 定 昭和 37 年 9 月 27 日 条例第 17 号

最終改正 平成 8 年 3 月 18 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、風間浦村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 18 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 風間浦村災害対策本部運営要領

風間浦村災害対策本部運営要領

(現地災害対策本部)

第1条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

第2条 本部の名称及び設置場所は、その都度災害対策本部長（以下「本部長」という。）が定める。
(副本部長、本部付及び本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副村長をもって充てる。

2 本部に本部長及び副本部長のほか、災害対策本部付（以下「本部付」という。）が定める。

3 本部付は消防団長、教育長をもって充てる。

4 本部付は、本部長及び副本部長を助け、災害対策本部員（以下「本部員」という。）を指導する。

5 本部員は、総務課長、企画政策課長、村民生活課長、産業建設課長、税務国保課長及び副参事並びに会計管理者、教育委員会教育課長、下北地域広域行政事務組合風間浦消防分署長、議会事務局長、総合福祉センター長をもって充てる。

(災害対策要員)

第4条 本部に本部長、副本部長、本部付及び本部員のほか、災害対策に従事する者（以下「本部員」という。）を置く。

2 前項の要員は、村の職員並びに風間浦消防分署の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 本部に本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部員会議の会議は本部長が主宰する。ただし本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(部、班及び部長等)

第6条 本部に別表に掲げる部及び班を置く。

2 部及び班に部長及び班長を置き、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部及び班の事務分掌)

第7条 部及び班の事務分掌はそれぞれ別表に掲げるとおりとする。

(部長等の任務)

第8条 部長は、本部長の命を受け、部に属する所掌事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。2 副部長は、副参事又は課長補佐の職にある者を充て、部長の事務を補佐する。

3 班長は、部長の命を受け、班の所掌事務を掌理し、所属の班員を指揮する。

4 班員は、班長の命を受け、その事務に従事する。

(配備の指定)

第9条 本部長は、本部が設置されたときは、直ちに配備の規模を指定し、状況の変化に応じて変更する。

(配備の規模)

第10条 配備の規模は、次のとおりとし、それぞれ配備に応ずる要員（以下「配備要員」という。）の数は別に定める。ただし、部長は、特別の必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更し、又は本部長に対し、当該部に属しない要員の配備を要請することができる。

風水害等

配備区分	配備時期
1号配備 (準備態勢)	1 次のいずれかの注意報又は情報が発表され危険な状態が予想されるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 強風注意報 (5) 大雪注意報 (6) 風雪注意報 (7) 竜巻注意情報 2 村長が特にこの配備を指示したとき
2号－1配備	1 次のいずれかの警報又は情報が発表され危険な状態が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 大雪警報(おおむね積雪1m以上) (6) 暴風雪警報 2 夜間から明け方に、前記の事象が予想されるとき 3 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、村の地域内に被害が発生するおそれがあるとき 3 村長が特にこの配備を指示したとき
2号－2配備 (警戒態勢)	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 各種警報が発表されている状況下で、台風又は前線が通過する公算が強く、村の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 3 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想されるとき 4 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 5 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が村又は近傍を通過すると予想されるとき 6 前記に該当しない場合で、村の地域内で甚大な被害が発生することが想定されるとき 7 村長が特にこの配備を指示したとき
3号配備 (非常態勢)	1 気象の特別警報が発表されたとき 2 次の場合で村長が必要と認めたとき (1) 災害が村内に広域にわたり発生したとき (2) 村に相当規模の災害が発生したとき (3) 他市町村との連絡調整が必要なとき 3 村長が特にこの配備を指示したとき

地震・津波

配備区分	配備時期
警戒配備	1 津波注意報が発表されたとき。 2 村内で震度4の地震を感じたとき。 3 村長が特にこの配備を指示したとき。
非常配備	1 村内で震度5弱、5強の地震を感じたとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 村長が特にこの配備を指示したとき。
	1 村内で震度6弱、6強以上の地震を感じたとき。 2 大津波警報が発表されたとき 3 村長が特にこの配備を指示したとき。

(配備要員)

第11条 各部長は、要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(非常招集)

第12条 総務課長は、予警報または各関係機関の情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部設置前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予報、警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において、警報または異常な情報の受理をした当直員及び日直員は直ちに本

部長、副本部長、総務課長及び防災主管課長に報告してその指示を受けなければならない。

(災害報告)

第 13 条 災害発生した場合は、部長は、それぞれの分掌に係る災害状況を本部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

資料5 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準

1. 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域の単位に原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

- (1) 原則として同一の原因の災害によるものであること。
- (2) 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。
- (3) 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれか（ア、イ）に該当するものであること。

ア．市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次のいずれか（①、②、③、④）に該当する場合

- ① 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。（令第1条第1項第1号）

（令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- ② 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。（令第1条第1項第2号）

（令別表第2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

（令別表第3）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- ③ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第1条第1項第3号前段）

（令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

- ・政令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令第68号第1条）であり、具体的には、次のような場合であること。

- a 被災地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補修方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合

- イ、多数の者が生命又は身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（内閣府令第68号第2条第1号）で、具体的には、次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- b 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
- c 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

- ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令第68号第2条第2号）で、具体的には、次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火又は有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- d 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- e 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - (a) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊又はその危険性の増大
 - (b) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - (c) 雪崩発生による人命及び住家被害発生

2. 災害救助法適用基準

市町村名	人口 (令和2年 国勢調査)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 床下	県被害世帯数が 1,500以上に達した 場合(滅失の世帯数)
風間浦村	1,636人	30世帯	60世帯	90世帯	15世帯

滅失世帯数算出基準

区分	全壊、全焼、流出	半壊、半焼	床上浸水、土砂堆積
算定基準	一世帯	二分の一世帯	三分の一世帯

資料6 災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱

災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱

(青森県健康福祉部健康福祉政策課)

1. 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を救護することを目的とする。

2. 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人	口	被災世帯数
2万人未満		20世帯以上
2万人以上	5万人未満	30世帯以上
5万人以上	10万人未満	40世帯以上
10万人以上		50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3. 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4. 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

資料7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(第2条関係)

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (1) 避難所は、災害により現に被害を受けている者又は災害により被害を受けるおそれのある者に供与する。
- (2) 避難所には、原則として学校、公民館等の既存建物を利用することとするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法によりこれを設ける。
- (3) 避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり340円以内とする。
- (4) 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を（3）の額に加算する。
- (5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。
- (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設型仮設住宅（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の設置、賃貸型仮設住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の提供その他適切な方法により供与する。
- (2) 建設型仮設住宅の設置については、次に掲げるところによる。
 - ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として公有地を利用することとするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用する。
 - イ 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、6,775,000円以内とする。
 - ウ 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型仮設住宅の戸数が、おおむね50戸以上の場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置し、50戸未満の場合にあつてはその戸数に応じた小規模な施設を設置することがある。
 - エ 高齢者等であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの（以下「福祉仮設住宅」という。）を建設型仮設住宅として設置することがある。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型仮設住宅の設置戸数とみなす。
 - オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。
 - カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による許可に係る期間内とする。
 - キ 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。
- (3) 賃貸型仮設住宅の提供については、次に掲げるところによる。
 - ア 賃貸型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（2）のイに定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災

保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費とし、当該地域の実情に応じた額とする。

イ 賃貸型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する。

ウ 賃貸型仮設住宅を供与できる期間は、（２）の力に定める期間と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

（１）炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

（２）炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

（３）炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、１人１日当たり１,２３０円以内とする。

（４）炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

2 飲料水の供給

（１）飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（２）飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

（３）飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。

（１）被服、寝具及び身の回り品

（２）日用品

（３）炊事用具及び食器

（４）光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別（災害発生の日による。）及び世帯区分により、１世帯当たり次の額以内とする。

（１）住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算する額
季別	４月から ９月まで	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
季別	10月から ３月まで	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

（２）住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。）により被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算する額
夏季	４月から ９月まで	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10月から ３月まで	10,100円	13,200円	18,800円	22,800円	28,300円	3,700円

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

四 医療及び助産

1 医療

- (1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
- (2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがある。
- (3) 医療は、次の範囲内において行う。
- ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内とする。
- (5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

2 助産

- (1) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。
- (2) 助産は、次の範囲内において行う。
- ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。
- (4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

五 被災者の救出

- 1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。
- 3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
- (2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 50,000 円以内とすること。
- (3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- (1) 災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- (2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること
- ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000 円

- イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円
- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了すること。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。
 - (1) 生業費 1件当たり 30,000 円
 - (2) 就職支度費 1件当たり 15,000 円
- 4 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。
 - (1) 貸与期間 2年以内
 - (2) 利子 無利子
 - (3) 保証人 確実な者1人以上による連帯保証人
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。
 - (1) 教科書代
 - ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (2) 文房具費及び通学用品費
 - ア 小学校児童 1人当たり 4,800 円
 - イ 中学校生徒 1人当たり 5,100 円
 - ウ 高等学校等生徒 1人当たり 5,600 円
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

九 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行う。
- 2 埋葬に当たっては、棺又は棺材等の現物を埋葬を実施する者に支給する。
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

十 死体の搜索及び処理

- 1 死体の搜索
 - (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
 - (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、

修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

2 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建物を利用できない場合は、1 体当たり 5,500 円以内とする。ただし、死体の一時保存に必要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要すると認められる額を加算する。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

十一 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

1 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において行った障害物の除去につき 1 世帯当たりの平均 138,700 円以内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

十二 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できるのは、次に掲げる場合とする。

(1) 被災者の避難に係る支援

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の搜索

(6) 死体の処理

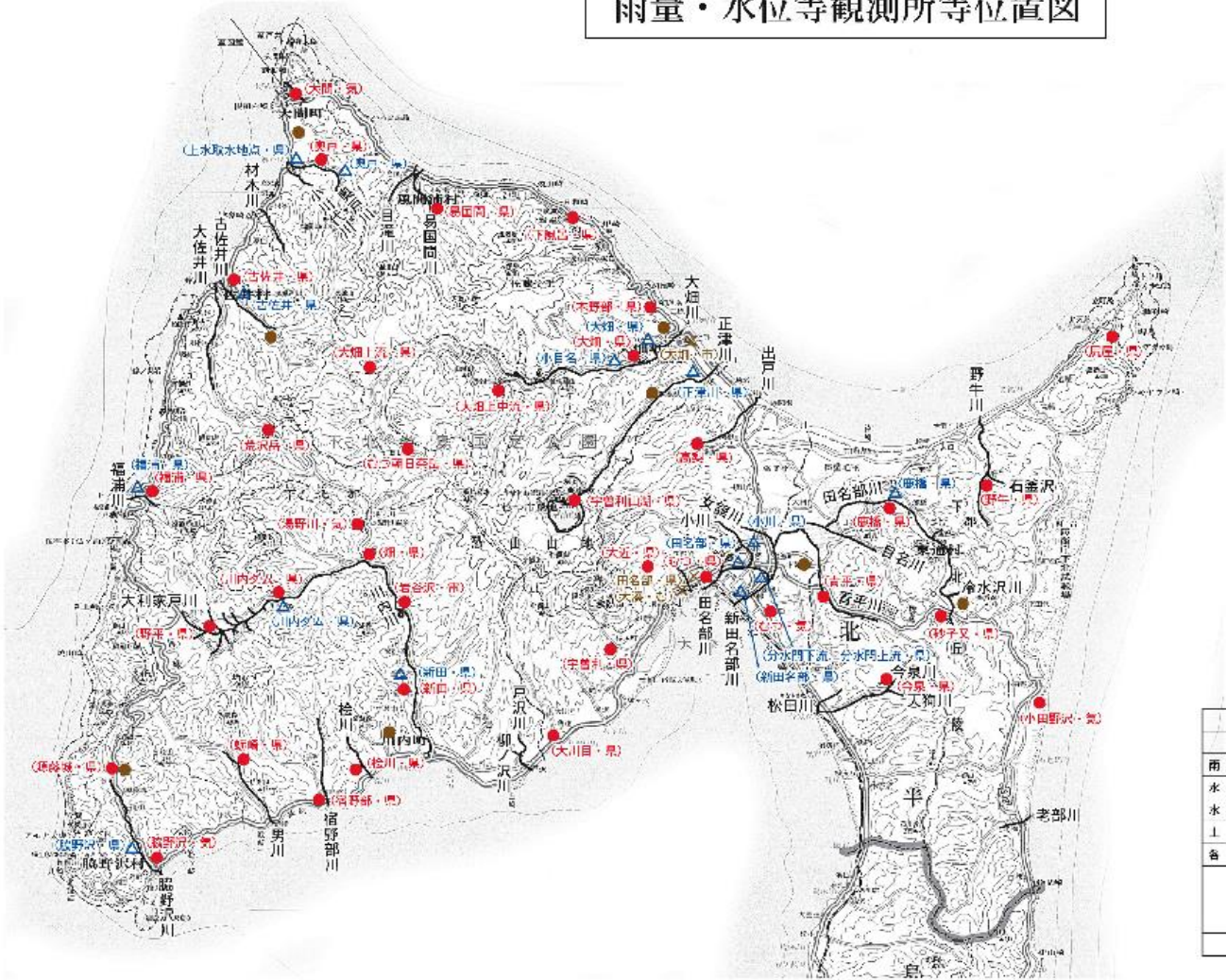
(7) 救済用物資の整理配分

2 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における平常時に要すると認められる額とする。

3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

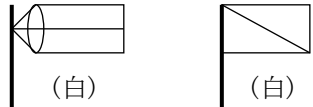
資料8 下北地域県民局管内雨量・水位等観測所等位置図

下北地域県民局管内
雨量・水位等観測所等位置図



資料9 消防法による消防信号

消防法による消防信号

方法	種 別	打 鐘 信 号	余 韻 防 止 付 サイレン信号	そ の 他 の 信 号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約 800m以内のとき	●—●—●—● —●—●—●— 連 点	約3秒 ○— ○— 約2秒	
	出場信号 署所団出動区域内	●—●—● ●—●—● 3 点	約5秒 ○— ○— 約6秒	
	応援信号 署所団特命応援出 動のとき	●—● ●—● 2 点		
	報知信号 出場区域外の火災 を認知したとき	● ● ● ● ● 1 点		
	鎮 火 信 号	● ●—● ● ●—● 1点と2点との班打		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出動区域内	●—●—● ●—● 3点と2点との班打	約10秒 ○— ○— 約2秒	
	応援信号 署所団特命応援出 動のとき			
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● 1点と4点との班打	約30秒 ○— ○— 約6秒	掲示板 「火災警報発令中」 吹流し 旗 (赤) (赤) 
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● 1点2個と2点との班打	約10秒、約1分 ○— ○— 約30秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演 習 召 集 信 号	演 習 召 集 信 号	● ●—●—● ● ●—●—● 1点と3点との班打	約15秒 ○— ○— 約6秒	
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常召集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

資料 10 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村からの応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応援活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次の次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃費費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の災害地への出動又は帰路途中において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。

2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

青森県知事	三 村 申 吾		板柳町長	成 田 誠
青森市長	小 野 寺 晃 彦		鶴田町長	相 川 正 光
弘前市長	櫻 田 宏		中泊町長	濱 舘 豊 光
八戸市長	小 林 眞		野辺地町長	中 谷 純 逸
黒石市長	高 樋 憲		七戸町長	小 又 勉
五所川原市長	佐々木 孝 昌		六戸町長	吉 田 豊
十和田市長	小 山 田 久		横浜町長	野 坂 充
三沢市長	種 市 一 正		東北町長	蛭 名 鉦 治
むつ市長	宮 下 宗 一 郎		六ヶ所村長	戸 田 衛
つがる市長	福 島 弘 芳		おいらせ町長	成 田 隆

平川市長	長尾	忠行		大間町長	金澤	満春
平内町長	船橋	茂久		東通村長	越善	靖夫
今別町長	中嶋	久彰		風間浦村長	富岡	
蓬田村長	久慈	修一		佐井村長	樋口	秀和
外ヶ浜町長	山崎	結子		三戸町長	松尾	正彦
鰯ヶ沢町長	平田	衛満		五戸町長	三浦	晴名
深浦町長	吉田	典幸		田子町長	山本	祐直
西目屋村長	関田	博伸		南部町長	工藤	祐美
藤崎町長	平田	年孝		階上町長	谷井	豊雅
大鰐町長	山田			新郷村長	櫻井	
田舎館村長	鈴木					

風間浦村地域防災計画

【様式・資料編】

令和6年3月修正

編集発行 風間浦村防災会議

事務局 風間浦村総務課

〒039-4502

風間浦村大字易国間字大川目 28-5

電話 代表 0175-35-2111
